

整理番号	15-8	事務事業名	人権擁護事業		作成部署	市民環境部 市民生活課	電話	内線716
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	滝本 明	課長職名	武田 隆	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	S24	根拠法令等	人権擁護委員法					
〃 終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	憲法で基本的人権が保障されているが、現実には人としての当然の権利が差別や偏見などから十分保障されていないため。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	いきいきとした交流と連携のまち	(第 3 章)
	節	開かれた市政	(第 5 節)
	施策	市民サービスの向上	(第 2 施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	人権擁護委員、市民	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	人権擁護委員の活動を支援する。(事務的サポート)	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	人権擁護委員の推薦事務。 特設人権相談会の場所提供。 人権擁護啓発活動の補助。 市民生活相談の実施。 法務局等関係機関への連絡、調整事務を行う。 千歳、恵庭、北広島の3市で構成された人権擁護委員の研修会の開催(千恵広部会)。
		17年度	同上

2 実施(ドゥ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源				
	合 計	0	0	0	0
人件費(概算)	人数(年間)	0.05	0.05	0.05	0.05
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	450	450	450	450
総事業費 +		450	450	450	450

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	特設人権相談日数	1日	1日	1日	1日
	市民生活相談日数		6日	6日	6日
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	特設人権相談者数	4人	6人		
	市民生活相談者数		9人		
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)					

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	憲法において基本的人権の保障がうたわれているが、男女差別、障害者差別、民族差別、さらに子供の虐待、セクシャルハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなど数多くの人権問題等が存在している。
---------------------------------	--

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	人権擁護事業は法務省法務局の所管となるが、市での事務的サポートを行うことにより、人権擁護委員の活動が円滑に進められる。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	所管は国であるものの、市民の人権を擁護するためにも、支援は必要である。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	法務局所管事業であり、手段については市の裁量の余地は少ない。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	受益者負担にはなじまない。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	人権相談及び市民生活相談は面談、あるいは個別による電話での相談により希望者が全員、相談を受けられる状態である。人権擁護委員への事務サポートは今後も継続していく。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	コスト的には、改善の余地は少ない。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	法務局所管の活動であり、活動内容については所管に従う。但し、事務的サポートは今後も継続していく。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	人権擁護委員は市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱をするボランティアの方々に、法務局と連携し自宅でも相談に応じていく。今後とも、市として活動を支援していく。